

相談支援従事者初任者研修（部分受講）受講申請前に必ず御一読ください
（受講申請前に必ずお読みください（初任者研修（部分受講）留意事項）

標記研修受講申請は、電子申請システムのみで受け付けており、郵送、電話、FAX、対面会話、電子メール等での申請は一切受け付けません。

電子申請に慣れていない場合、申請作業に手間取ることも予想されます。この文書と実施要項を熟読の上、十分な準備をした上、日にちと時間に余裕をもって締め切り日までに申請してください。

読んで確認したら、各項目の□にチェック☑を入れましょう。

1 この研修についての確認

この研修について理解している

本研修はサービス管理責任者等基礎研修受講要件の「相談支援従事者初任者研修講義部分」であり、本研修を修了しても相談支援専門員資格要件は得られないことも理解している。

2 ご自身が対象者であるかの確認

香川県在住者である

本研修は、香川県外の方は、申請不可とさせていただきます。ただし県外の方でも香川県内の事業所にお勤めの方、その予定のある方は可とします。

受講レポートを提出できる

受講決定後、所定の期間内で講義（eラーニング）を視聴していただき、指定された期日（7月9日消印有効）までに、所定の様式でのレポートの提出が可能な方のみ申請してください。

なお、レポートは手書きで記入の上、提出（郵送に限る、持参等不可）としております。何らかのご事情で手書きでの記入が不可能な場合は、受講申請時にご相談ください。

また受講レポート提出の際には、A4サイズが入る定形外角形2号封筒に受講証明書送付先の住所を記載し140円切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、同一事業所から複数名受講する場合も、必ず受講者1名につき1封筒が必要です。

3 電子申請前準備の確認

受講証明書に記載する氏名の確認をした

研修を修了した場合に、川部みどり園長名で受講証明書を発行します。電子申請時にご自身で入力された氏名がそのまま証書に記載されます。この証書は指定権者から提

出を求められた場合に必要ですが、記載された氏名が戸籍の漢字と異なる場合、トラブルが生じる可能性があります。

過去の例では、「姓に使用されている漢字が難しいので、普段は簡単な漢字を使っていて、そのまま電子申請を行った」「電子申請に姓に使用されている難しい漢字が入力できなかったので、簡単な漢字を使って申請した」ため、証書に異なる漢字の氏名が記載されてしまったことがあります。また申請後に姓が変わったが、事務局に伝えるのが面倒くさく旧姓で研修受講したため証書も旧姓で発行されたこともありました。

正しい漢字が記載された証明書を再発行することも可能ですが、提出していただく書類も多く、申請事務が煩雑になります。

電子申請時に氏名に使用する漢字が戸籍と同じであることを確認してください。

申請にお使いの機種によっては難しい漢字が入力できない場合があります。電子申請フォームにあるとおり、入力は簡単な漢字で行い、備考欄に「へん」「つくり」等部首の説明を入れてください。

また申請後に改姓があった場合や受講証明書発行予定日（8月20日前後）までに改姓の予定がある場合は、速やかに事務局にお知らせください。

□メールアドレス等の準備の確認をした

電子申請に入力された連絡先メールアドレスの不備でトラブルが発生しています。

電子申請画面の最初に出てくる利用登録をしない方がスムーズに作業ができるようです。

①事業所の代表メールを使用して複数の方が受講申請した

この電子申請システムでは一つの申請につき一つのメールアドレスが必要です。個人のメールアドレスを使用したくないと事業所の代表メールを使用された場合、たとえ現任研修は事業所でお一人の申請だとしても、初任者研修や部分受講の申請時にそのメールアドレスを使用すると事業所の他の方の申請受付ができない場合がありますし、eラーニング受講に必要なID・パスワード発行が不可能となり、他の方にご迷惑をおかけすることになります。

②事業所代表メールアドレスを使用したため、送信されたメールを見ていない

事業所代表メールアドレスを使用したため、お送りした通知メールが他の業務メールに紛れてメールが送られてきたこと自体も知らなかったということがありました。

また研修に関する緊急な事務連絡・重要な変更連絡をした際に、仕事が休みの日が続いたため事業所宛のメールを読めておらず、対応できなかったという例もありました。

申請時に入力されたメールアドレスは、申請受付完了通知・受講可否決定通知・受講に必要なIDパスワード発行通知・その他研修に関する周知を送信することのみに使用しますので、個人のメールアドレスを入力されても大丈夫です。

また研修に関する緊急な事務連絡・重要な変更連絡をする場合もあり、すぐに

内容を確認できるように、職場でしか見ることができないような事業所メールではなく、受信したら即座に確認できる個人のメールアドレスが望ましいです。

③メールアドレスを誤って入力した

メールアドレスを間違えて入力される方も多いです。「m」「n」「h」や「i」「j」や「1」「l」といったよく似た字の誤り、「co」「ne」の使用の勘違い、大文字小文字の間違いがよくあった間違いです。ご自身のメールアドレスを再度ご確認ください。

④迷惑メール防止対策をしていて、通知メールがはじかれた

このトラブルも多く、非常に困っております。いつの時点でご相談いただけたかというタイミングでその後の対応が異なります。

申請受付完了通知メールが届かないという時点で、ご相談があった場合で原因が迷惑メール防止対策だと判明した時は、すぐに対応していただくことができ、その後の送信がスムーズになりました。このタイミングでの相談が望ましいです。

受講可否決定通知メールが届かない時点でのご相談のケースでは、eラーニングを視聴するために必要なID・パスワード通知メールを送る前か送った後かで対応が大きく異なります。この通知メールは業者のセキュリティ仕様で再送不可となっています。迷惑防止ではじかれたが、解除したら通知メールが届いた例と、解除したがすでに通知メールが削除されていた例がありました。

後者の場合は再送措置ができず、申請内容の変更をしていただくことになり、大変お手数をおかけしてしまいました。

ご自身のメールを受信する通信機器を再度ご確認ください、申請前から研修が終了する期間、迷惑メール防止対策を解除していただくか、次のドメインの受信ができる対応をお願いします。

「@apply.e-tumo.jp」

「@s-kantan.com」

「@pref.kagawa.lg.jp」

「@kagawa-midorien.com」

なお、業者の仕様によって上記以外のドメインからメールを送信する場合があります。その際には川部みどり園ホームページに掲載するとともに、上記のドメインを使用したメールで追加ドメインをお伝えしますので、皆様の方でご対応ください。

申請受付時に自動送信される「申請受付完了通知メール」には申請時に入力された「氏名」「生年月日」「連絡先メールアドレス」が記載されています。必ずそのメール内容を確認していただき、誤りがあれば、ただちに事務局へ連絡してください。

申請期間の確認をした

必ず期間内に申請を行ってください。

申請期間は令和6年5月1日(水)午前9時～令和6年5月14日(火)午後5時までとなっております。この時間を過ぎますと、システム上、いかなる理由があっても新たな申請の受付は不可能となります。

不慣れな電子申請で時間がかかったり、何回もやり直され申請完了に何日もかかった方も多いようです。日にちや時間に余裕をもつての申請作業をお願いします。

4 受講決定についての確認

□受講決定について確認をした

受講決定は事務局が行い、5月21日までに電子申請時に入力した連絡先メールアドレスに電子メールで通知(受講可否決定通知メール)を行います。電子申請をした時点で送付される申請受付完了メールは受講決定ではありませんので、ご注意ください。

申請者数が定員90名を超過した場合には、事務局が選考調整をした上で、受講の可否を行います。その際に今年度受講の必要性等を確認するために平日の日中にお電話を差し上げることがあります。申請フォームの「勤務先(勤務予定先)の電話番号」は、回答できる方に連絡が取れるものをご入力ください。

なお、受講可否の理由については明らかにしませんので、ご了解の上申請を行ってください。

5 講義(eラーニング)視聴についての確認

□eラーニング視聴について確認をした

受講決定がなされた場合、講義(eラーニング)を各自で視聴することとなります。

6月10日(月)午前9時～6月27日(木)午後6時を開講期間とします。開講期間内でしたら、インターネットに接続いただければいつでも視聴できますし、途中中断し、時間をおいて続きからの視聴もできます。ただし、視聴期間が終了すると視聴が不可能となります。

eラーニングを視聴する環境(インターネットに接続し、計11時間の動画の視聴ができる物理的環境)は受講者ご自身で用意してください。

eラーニングを視聴するためのIDパスワードは、受講決定通知を送信後、遅くとも6月9日までに送信します。迷惑メール防止対策解除もしくは上記2④で示したドメインを受信できる設定をしてください。

□テキストの購入について確認をした

受講決定がなされた場合、講義1(eラーニング)視聴に必要なテキスト(令和5年度は定価3,200円)は各自で準備することとなります。

eラーニングが始まる6月10日までにご用意ください。業者へ発注してからテキストがお手元に届くまで2週間程度必要とされていますので、受講決定通知が届き次第すぐに購入手続きをすることをお勧めします。

購入手続きに必要な業者への注文フォームは川部みどり園のホームページに掲載し

ますので、そこからダウンロードしてください。

テキストの内容については注文フォームに記載されている業者に直接お問い合わせください。

6 研修修了まで流れの確認

□申請＝受講決定＝講義（eラーニング）受講＝受講レポート提出＝受講料納付で研修を修了するという流れを確認しました。

本研修の大まかな流れは、次ようになっております。（詳細については上記で確認してください。）

①電子申請

期間内に内容の誤りがないように申請してください。

②受講決定

受講可否決定メールを電子申請で入力されたメールアドレスに送ります。

受講可の場合はその後、受講に必要な ID・パスワードを記載したメールもお送りいたします。

③eラーニング視聴期間受講

ご自身で視聴環境を設定して受講となります。受講決定後速やかにテキストを購入し、期間内に受講して下さい。

④受講レポート提出

手書きで記載してください。レポートと返信用封筒を同封して期限までに郵送してください。提出は郵送に限り受け付けます。持参等不可とします。

⑤受講料納付（研修修了）

期限までに提出された受講レポートを確認後、電子申請時に入力された住所に納入通知書を送付しますので、指定の金融機関で受講料を納付してください。期限までの納付を確認して部分受講研修を修了といたします。期限を過ぎて納付されても、受講証明書は発行いたしませんし、受講料の返還もいたしません。

⑥受講証明書受理

期限までに受講料を納付された方（部分受講研修修了者）のみに受講証明書を発行します。電子申請で入力された氏名・生年月日を記載した受講証明書を概ね 8 月 20 日以降に、レポート提出時に同封していただいた返信用封筒に入れて送付いたします。受け取ったら氏名と生年月日が正しいか確認をお願いします。正しければそのまま大切に保管してください。この受講証明書は他県でのサービス管理責任者等基礎研修受講や、サビ児管配置登録の際に指定権者への提出が必要な場合があります。

7 法人・事業所から複数名の申請及び代理申請について

□同一法人・事業所からの複数名申請する場合は優先順位を決めました。

定員を超過する場合には受講の人数調整を行う場合があります。その際に一か所の法人・事業所に偏って受講を認めることがないようにしますので、必ず順位を決めてく

ださい。すべて優先順位1位というのは認めません。同一法人・事業所から複数名の申請がありそのような記載があった場合や記載がない場合は、事務局が順位を定めるのでご希望に添えない場合があることを予めご了承の上で、申請をしてください。

□代理申請の場合、本人に十分説明をしました。

事業所の管理者等が本人に代わって代理申請をされることがあります。その場合は本人に十分な説明をお願いします。過去には「なんの研修なのかわからない」「なぜ11時間もeラーニングを受けなければならないのか」「eラーニングを視聴するためのパソコンを用意してくれないのはなぜか」等、明らかに実施要項等を確認されていない質問が寄せられました。あまりにひどい場合には受講証明書を発行しない場合があります。代理申請される場合には受講される方に十分な説明をしてください。

□以上の内容について、理解し、必ず厳守します

上記全ての□（13か所）に☑が入ったら、電子申請を行ってください。

部分受講電子申請 Q & A

●以前サビ管資格を取得しようと相談支援従事者初任者研修（部分受講）を受講したが、その後サービス管理責任者等基礎研修を受講していない。今年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講しようと思うが、再度相談支援従事者初任者研修（部分受講）を受講する必要があるのか？

→サービス管理責任者等基礎研修受講要件である相談支援従事者初任者研修講義部分受講は、同講義を過去に受講された場合でも要件として認められますので、今年度新たに受講する必要はありません。サービス管理責任者等基礎研修受講申請時には相談支援従事者研修（部分受講）受講証明書をご用意ください。

なお、相談支援従事者研修（全課程）修了証書をお持ちの方も同様です。

●今年度、サビ管資格と相談支援専門員資格のふたつを取得したい。については相談支援従事者初任者研修（部分受講）と相談支援従事者初任者研修（全課程）を受講したいが、全課程を受講するので部分受講（講義部分）の免除はあるか？

→香川県における今年度の相談支援従事者初任者研修は、サービス管理責任者等基礎研修受講要件である部分受講を6月に開催し、相談支援専門員資格要件である全課程については9月からの開催となっております。

1 香川県においては相談支援従事者初任者研修（全課程）とサービス管理責任者等基礎研修の同年度受講は認めておりません。

2 香川県において相談支援従事者初任者研修は、全課程もしくは講義だけを受講する部分受講のふたつがありますが、仮に以前に講義部分を受講されていても、全課程を受講する場合は講義部分の受講も必須となっております。

3

従って、ご質問のケースでは、「香川県においては今年度二つの資格取得は不可能。全課程を受講する場合の部分受講免除はない。」というお答えになります。香川県で資格取得を目指される場合には双方の受講要件（部分受講の場合はその後受講されるであろうサービス管理責任者等基礎研修の受講要件も含む）を十分ご確認ください、受講が可能な場合いずれか一つを受講申請してください。

●法人で利用登録をして1人目の入力できたが、2人目ができない

→同じメールアドレスで登録するとはじかれるケースがあります。別メールアドレスで利用登録をして入力するか、利用登録をしないで連絡用メールアドレスを別のものを入力してみてください。

●電子申請をしたが、返信メール（申請受付完了メール）が来ない

→電子申請で使ったメールアドレスに誤りがある、迷惑メール防止対策をしている等の原因が考えられます。その後の連絡にもそのメールアドレスを使用しますので、「申請前にご覧ください（留意事項）」を参照してご自身で対策をお願いします。